

高知地方裁判所委員会（第35回）議事概要

1 開催日時

令和4年1月28日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

高知地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

稲田良吉、上田敏晴、川竹佳恵、鈴木知彦、田中宏治、寺村妙、西村修一、森崎英二（委員長）、吉井広幸（五十音順、敬称略）

（事務担当者）

事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官、地裁総務課長、家裁総務課長、地裁総務課課長補佐

4 テーマ

裁判所における広報について

5 議事

(1) テーマに関する説明等

地裁総務課長から、「高知地家裁の広報の現状等」について、一般広報における裁判員制度広報及び採用広報を主たるテーマとして説明を行った。

(2) 意見交換

（◎委員長、○委員（裁判所委員を除く）、●裁判所委員、■事務担当者）

◎ 今回の地裁委員会のテーマとしましては、裁判員制度広報を一つのテーマとして挙げておりますが、少年法等の一部を改正する法律の規定により、令和4年4月1日から裁判員になることができる方の年齢が18歳以上に引き下げられ、令和5年1月1日以降、18歳及び19歳の方々に対しても裁判員等選任期日の呼び出しがなされることになるのですが、委員の皆様は、そもそもこの変更になることをご存じでしたでしょうか。

- 裁判員制度だけに限らず、選挙権や成人式のことなどの新聞やテレビなどで広く報道されていますので、その一連の動きの中で承知していました。
- ◎ 裁判員制度に限らず、裁判所において一般広報を行っているということはお存じでしたか。
- 正直ほとんど知りませんでした。資料として裁判員制度のフローがありますが、今日初めて見ましたし、お話を聞くまで知らないような状態でした。ホームページによる周知活動は企業でも行いますが、ホームページは見に来ていただけないと意味がないものなので、見に来ていただくための手段を考えるというところかなと思います。見学の話もありましたが、純粹に増やすというのであれば、回数や人数を増やすということでしょうし、人材ということであれば、18歳になったから見学をさせるというのではなく、就職から逆算して対象者を中学生や小学生に下げていくことも一つの方法ではないかと思います。
- ◎ 裁判所が広報していますパンフレット等を見かけたことはありますでしょうか。
- ないですね。
- 地裁委員に就任してから裁判員制度10周年の行事の案内をいただいて、それに参加して初めてこのような催しも行っているのだなと知りました。
- 裁判員制度に関しましては、テレビ等を見て知っていましたが、やはり裁判員裁判の報道を通じてというのが大きいです。
- 裁判所はあまり関わりたくない場所であり、裁判員制度については知っていますが、裁判員になるのが18歳からになるというのは今日初めて知りました。多分、今の高校生はほとんどが知らないと思います。
- ◎ ウェブサイトには地裁委員会の議事録も掲載されていますが、高知地裁のウェブサイトにアクセスされたご経験はございますか。資料としてウェブサイト掲載されている画面ショットがありますが、これで魅力的に訪問

していただけるようなサイトではないというような印象でしょうか。

- 申し訳ないですが、正直、硬いなという印象があります。私は、四、五年前から高知市の広報誌「あかるいまち」の制作に携わっており、ホームページとかにも関与していますが、高知市においても、以前は同じような構成でありましたが、現在では今風になっています。それは触り心地的なものであって、やはり、アクセス数や更新回数を稼ぐためには、おもしろいコンテンツであったり、ここを見に行ったら何かおもしろいものがあるのではないかとということがきっかけになっていると思います。しかし、それが裁判所の趣旨に沿うかという、そうでもないとも思います。就職として考えたときには、若い方に特化した方が良いと思います。年配の方は、知識や経験値等により、裁判員制度のことはご存じですし、呼出しを受けたら行ってみようということになると思われませんが、中学生や高校生に対して知識を広げるという意味では、見学や出前講義の件数や回数を地道に増やしていくということが効果的であって良いのではないかと思います。

■ 法廷見学や出前講義の案内もウェブサイトに掲載しており、通年にわたって申込みいただけるようにしています。また、令和3年度におきましては、3月に高知市内の小学校へ法廷見学の、8月に高知市内の高等学校へ出前講義及び法廷見学の、11月に高知県内の高等学校へ出前講義及び法廷見学の、それぞれ案内を行っており、その効果といたしまして毎年、出前講義の依頼や法廷見学を実施していただいている学校があります。この案内につきましては、今後も継続して実施していきたいと考えております。

- ◎ 検察庁のウェブサイトは、どのようになっているのでしょうか。

- 高知地方検察庁がここ最近で独自に工夫したのは、働いている若手職員の生の声を掲載するなどして身近に感じていただけるようにしました。これは採用広報も意識していますが、本当の課題といたしましては、10年前に裁判員制度が導入されたときから徐々に辞退率が増え続けていて、現在では呼び出された半分以上の方が辞退している状況にあります。こちら

の方が深刻な課題であると思っていまして、裁判員に選ばれたのに、極一部の限られた方で裁判員が構成されかねないのではないかと感じています。検察庁は何となく怖いなと思われているかも知れませんが、なるべく身近に感じていただきたいという視点で、ホームページを作っていきたいと考えています。

- ◎ 検察庁では、裁判員裁判の辞退率を改善することについて何か工夫をされていますか。
- 対象年齢が18歳に引き下がったことを機会として、一部マスコミによって報道もされたとおり、法教育の一環として、1月に教育委員会、中学校、高等学校の教員の方々30人程度を対象に研修を行いました。高校生が裁判員候補者に選ばれた場合、授業を理由に辞退することができますが、席上配布されました資料にも記載されていますとおり、裁判員として参加された方の感想は「良かった。」という声が非常に多いわけですので、裁判員に選ばれたときには「先生が言っていたから行ってみよう。」と辞退しないで参加したくなるような教育や御指導をいただければありがたいというお願いをしています。
- ◎ 高知地家裁における一般広報の現状として、最高裁が制作したポスターの掲示やパンフレットの交付については、図書館、公民館及び市町村役場に配布等を依頼しており、出前講義等については中学校や高等学校に案内状を送付していますが、この点についてはいかがでしょうか。
- 大学についても、最近はお出前授業に相当に力を入れているところでして、理工学部においても、多いときには年間20件程度を高等学校で実施しています。大事ななと思うのは、つまらない話をつまらなく話しても誰も聞いてくれないわけですので、非常に話の上手な方が出前授業に行くと、その翌年の推薦入試等に出前授業を受けた学生が応募したりするわけですので、出前授業を地道に続けることは非常に良いことだと思うんですけども、タイトルが固くないとか、分かりやすくしゃべってとか、特に小中

学生にとってはそこが生命線になるのではないかと思います。

- ◎ 検察庁においても出前講義は実施されていますか。
- 高等学校を対象に実施しています。訪問する際には検察官や検察事務官において、OBやOGであることを前面に出して、親近感を抱いてもらいやすい母校を訪問するという方法を徹底しており、この1年間で、七、八校を訪問しています。最初は大抵断られますが、押しかけ的に、直に教頭先生にお会いして依頼したりしています。実際に出前授業を実施すると受けが良かったりしています。目的としては採用広報ではありますが、裁判員裁判を含めて司法一般に対して理解をいただきつつ、検察庁という職場を身近に感じてもらうことができると、それが採用につながるのかなという思いです。
- ◎ 裁判員制度について更なる理解を求める方法の一つとして、裁判員経験者による意見交換会を実施して、その状況をマスコミに報道してもらうということも行っており、その報道によって、裁判員となることの意味や経験することの感想が広く理解いただける機会となることから、このような地道なことも行っているのですが、弁護士会においては、どのような広報を行っているのでしょうか。
- 裁判員に限らず、選挙にしても、国民の義務とはいっても、また、広報を行っても、なかなか投票率が上がらないという現状にあると思われまます。投票に行く人にとっては投票に行くのは当たり前だと思うのですが、裁判員を経験した方は裁判員裁判に参加しようという動機付けがある方なので、参加すれば、充実していたという意見になると思うのですが、そもそも辞退する方というのは、投票に行くことに意味があるとか、参加すれば面白いといくら言われてもなかなか行かないというのが現実ではないかと思ひますし、難しいところだと思います。先ほど、出前講義の話もありましたが、基本的な司法の役割については三権の国の仕組みの流れもあるので、教育の中で時間を取って頂けたらなと思うとともに、実際には、百聞

は一見に如かずのとおり、裁判所に来ていただいて傍聴していただくのが一番良いのではないかと思います。刑事事件のドラマもありますし、一定程度の関心はあるのではないかと思いますので、高校生であっても、先生が引率しなくとも、夏休みの間に行ってみたらと先生が声を掛けることによって体験はできるのではないかと考えます。

◎ 採用広報についての実情といたしましては、裁判所の受験者は公務員志望者であり、裁判所だけではなく、国や県庁や市役所なども受験する中で、裁判所を選択してもらおうということになるのですが、裁判所が行っていません採用広報は、資料にもありますとおり、オンラインで業務を説明したり、ワークショップを実施したりしているのですが、採用広報につきましてご意見をいただけますでしょうか。

○ どこへ行っても通用するだろうと思われる理工系の優秀な学生で、インターンシップで仙台の法務局へ行って、実際に体験して志望した学生がいるのですが、資料にはインターンシップの記載がありませんが行っていないのでしょうか。

■ 大規模庁ではインターンシップはありますが、コロナ禍の中で実施できていないというのが実情です。

◎ 中高校生に対して裁判所に対する理解を深めていけば、選択肢の中に入ってくることもあるのではないかと思います。地裁委員として裁判所に出入りされて、ご息子やお知り合いの方が就職先として検討されたときに、裁判所を勧めていただくことができるのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○ 体験することは非常に大切なことだと思っています。私の息子は最高裁判所に傍聴に行ったことがありまして、そのときのやり取りをリアルに感じて印象に残っていましたので、小学生のときから法律という制度の中で暮らしているということを感じてもらおうと同時に、その親も含めて一緒に、親子行事として実施してはいかがかと考えます。例えば、模擬裁

判を実施していただけるのであれば、裁判というのはこのようにして行う
ということを経験できますし、親も一緒に参加すると、裁判所の仕事につ
いて理解を深めることが出来て、子どもの進路としても考えることが出来
るのではないかと思います。昨年の8月に親子行事を開催したということ
ですが、裁判所へ出向かれる方は興味を持っている方であって、参観日や
PTAの行事として実施していただくと、興味のある方もない方も一緒に
聞いてもらうことが出来るので、興味のない方にも参加してもらうことが
出来ることになると思います。また、裁判所のホームページは、手続のた
めのものであって目を引かないものであり、興味を持って調べてみたいと
思っても、どこをクリックしたら良いのか分からないように思われます。
もう少し、誘導方法を簡単なものにすればよいのではないかと思います。

◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

(3) 次回の予定

ア 開催日時

令和4年7月8日（金）午後2時30分

イ テーマ

刑事事件における犯罪被害者等の保護について

ウ 開催場所

高知地方裁判所大会議室

エ 開催方法

地方裁判所委員会の単独開催